

## 1 業務名

階層別 DX 人材育成プログラム企画運營業務

## 2 目的

県内企業における DX 未着手・途上企業を対象に、経営層の意識改革及び社内の意思統一を図るとともに、DX 推進を担う人材の育成及び具体的なアクションプランの策定を支援し、最終的に DX の実行につなげることを目的とする。

## 3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月 31 日(水)まで

## 4 業務の内容

## (1) 経営層向け講座(オンライン)の企画・運営

- ・全 3 回程度
- ・DX の必要性理解及び経営方針の検討を目的とすること
- ・DX 未着手企業においても理解可能な内容にすること

## (2) 経営層向け講座(対面)の企画・運営

- ・全 3 回程度
- ・各社の状況に応じた DX 戦略及びアクションプランの策定に資する内容とすること
- ・各講座は独立した内容とせず、講座間では連続性を持たせ、段階的に検討を深化させる設計とすること
- ・講座間において、事前・事後課題の設定により受講企業の検討を促進すること
- ・各受講企業に対し、少なくとも複数回の個別支援(オンラインでも可)を実施すること
- ・必要に応じて、個別相談や追加セッション等の補完的な支援機会を設けること

## (3) DX 推進担当者向け講座(オンライン)の企画・運営

- ・全 3 回程度
- ・経営者向け講座と DX 推進担当者向け講座は相互に連動し、組織としての意思決定と実行が一体的に進むよう設計すること
- ・アクションプランの具体化及び実行に必要なスキル習得を目的とすること

※各講座の詳細は別紙2「カリキュラム」を参照

## (4) カリキュラム設計

- ・各講座は段階的に検討を深め、最終的に具体的なアクションプランの策定に至る構成とすること
- ・講義のみならず、ワークショップやディスカッションを取り入れ、受講企業の主体的な検討を促すこと

## (5) 成果物の作成支援

- ・受講企業ごとに DX 方針又はアクションプランの作成を支援すること
- ・アクションプランには以下の内容を含むよう検討すること
  - 現状課題の整理
  - 目標(KPI)の設定

具体的施策

実施スケジュール

概算投資額 など

(6) 成果物の提出

- ・受託者は、本業務の実施にあたり作成したカリキュラム、講座資料及び実施報告書等の成果物を提出すること

5 講座(全9回程度)に関する運営支援

- ・講座の運営(受講者管理、進行管理、資料準備等)を行うこと
  - ・講師の選定及び調整を行うこと
  - ・ワークショップの設計及びファシリテーションを行うこと
- ※業務分担については、別紙3「役割分担表」を参照

6 留意事項

- (1) 講座の内容・日程は、別紙2「カリキュラム」や県内企業のニーズを踏まえ決定すること。なお、本事業の趣旨と合致するものであれば、受託者が保有する研修サービスの提案も可能とする
- (2) 講座の応募状況により、参加者数が増減する
- (3) 受託者は講師を選定・調整し、内諾を得ること。ただし、発注者と協議のうえ最終決定するものとする
- (4) 講座の運営には発注者が選定するデジタル化推進指導者をメンターとして参加させ、講座の補助を行うものとする
- (5) 会場使用料やそれに付随する費用(設備使用料や電気料金等)、メンターの謝礼等は委託費に含めず、発注者において支払を行うものとする
- (6) 契約金額は、「講座の企画立案と実施」、「講師に対する謝金」、「教材費その他運営支援」を含めた一式の金額とする
- (7) 本講座終了後、受講企業の状況に応じて、とやま DX パートナーやデジタル化相談窓口等の支援施策への接続を意識した内容とすること
- (8) 講座終了後、受講者に対してアンケートを実施し、効果測定を行うものとする
- (9) 講座の実施にあたっては、講義のみならず、ワークショップやディスカッション等を取り入れ、受講企業の主体的な検討を促すこと
- (10) 各講座は段階的に検討を深め、最終的に各受講企業が具体的な DX 方針又はアクションプランの策定に至るよう設計すること

7 その他

- (1) 本業務によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない
- (2) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない
- (3) 本業務によって新たに制作された成果物、その他これに類するものの著作権は、発注者に帰属するものとする。なお、既に著作権が設定されている教材や市販の参考書については、帰属の対象外とする
- (4) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託者とは内容を協議のうえ、契約を締結するものとし、

契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある

- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案を妨げるものではない
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定めるものとする